

個人情報及び公文書の開示請求に対する写しの交付に係る費用及び方法の変更（案）について

1 趣旨

交付する文書又は図画の写しに係る費用を変更するとともに、開示文書の交付方法として電磁的記録（コンピュータ内に保存されているデータをいう。以下同じ。）を保存した電磁的記録媒体を交付することができるようにする。

2 改正対象規則

- (1) 苫小牧市個人情報保護条例施行規則
- (2) 苫小牧市情報公開条例施行規則

3 改正内容

- (1) 交付する文書又は図画の写しに係る費用の改正
    - ア 片面1枚当たりに係る費用の変更（20円→10円）
    - イ 多色刷りに係る費用の設定（片面1枚当たり50円）
- ※ とともにA3判以下の用紙を用いた場合に限る。

(2) 導入する媒体の種類と費用

- ア CD-R 1枚当たり60円
- イ DVD-R 1枚当たり70円

4 施行日

平成31年4月1日

※ 変更後の費用一覧

交付形式	種別	金額
文書形式で交付する場合	単色刷り（モノクロ）	片面1枚当たり10円
	多色刷り（カラー）	片面1枚当たり50円
電磁的記録を電磁的記録媒体に保存して交付する場合	CD-R	1枚当たり60円
	DVD-R	1枚当たり70円